

日本三菱レイヨン社によるルーサイト社の買収に対する商務部による条件付批准

2009年4月24日、商務部は、制限的條件付で、日本三菱レイヨン株式会社（以下「三菱レイヨン社」という）による Lucite International Group Limited（以下両者を併せて「当事者双方」という）の買収（以下「本件買収」という）を批准する旨を発表しました。以下では、本案の代理弁護士事務所である T&D 法律事務所が、当該発表に関連する内容をお伝えします。

一、立案・審査の過程及び関連市場

事業者集中に関する三菱レイヨン社の申請に対して、商務部は、立案審査の後、双方のメタクリル酸メチル（以下「MMA」という）市場シェアが比較的高く本件買収後に生じる市場集中度の変化が大きいこと等を理由に、初步審査に引き続き更なる審査を実施しました。

なお、双方の業務が主に MMA の生産及び販売の方面で重複していたことから関連製品市場は、主に MMA とされ、また、関連地域市場は中国市場とされました。

二、競争問題

審査を経て、商務部は本件買収につき以下のマイナスの影響があることを認定しました。

（１）横断的観点からは、双方の合併後の市場占有率は64%という非常に高い数値となるため、中国 MMA 市場において競争相手を排除及び制限する能力を有することになること。

（２）縦断的観点からは、三菱レイヨン社は MMA 及びその下流の二つの市場において業務を行っており、本件買収の完了後は、下流市場における競争者に対して封鎖的な効果をもたらす能力を有することになること。

三、審査決定

商務部は、本件買収につき、競争を排除、制限する効果を有するものの当事者双方が有効な解決案を提出したことから、以下の制限的條件付で許可しました。

（１）生産能力の切り離し

璐彩特国际(中国)化工有限公司（以下「Lucite 中国社」という）はその年間生産能力のうち50%を切り離し、一度で一社又は数社の非関連の第三者購買者に販売する（切り離し期間は5年）。第三者購買者は、5年以内は生産原価及び管理原価で Lucite 中国社が生産する MMA 製品を購入する権利を有する。切り離しは本件買収の完了後6か月内（6ヶ月間の延長の余地あり）に完了しなければならない（以下「切り離し期限」という）。仮に、切り離し期限内に切り離しが完了しない場合、商務部は独立した受託者を任命して Lucite 中国社の100%の株式を独立した第三者に売却させる権利を有する。

（２）独立運営期間中の独立運営

本件買収の完了から生産能力の切り離しの完了までの間（以下「独立運営期間」という）において、Lucite 中国社と三菱レイヨン社の中国における MMA モノマー業務は独立して運営するものとし、それぞれ別々に董事会等を組織する。また、独立運営期間中、当事者双方は、それぞれ別々に中国で MMA の販売を継続し、中国市場に関連する価格、顧客及びその他の競争関連情報を交換してはならない。更に、独立運営期間中、当事者双方に重大な承諾違反の行為があった場合、25万乃至50万人民币元の罰金を支払わなければならない。

（３）5年間の買収及び工場建設の禁止

三菱レイヨンは、本件買収完了後5年以内は、商務部の事前の許可なく、中国における MMA モノマー、PMMA ポリマー又はキャスト板のメーカーの買収及びそれらを生産する工場の建設を行ってはならない。

以上